

西 こ 第 43 号

令和7年4月11日

関係機関 各位

西都市長 押川 修一郎（公印省略）

西都市子ども医療費助成制度の改正について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は西都市福祉行政にかかる事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては在住する中学校卒業までの児童等を対象に「子ども医療費助成制度」を実施しておりましたが、令和7年4月1日に制度を改正し、対象者を高校生年代（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方）までに拡大し、対象の方すべての保険診療にかかる自己負担額を全額助成することとなりました。

お忙しい中大変お手数ですが、詳しい改正内容を裏面に記載させていただきましたのでご確認いただき、令和7年4月1日より新制度での運用をお願いいたします。

また、複数の公費で助成がある場合の優先順位についても、裏面にて併せてご確認ください。

なお、資格証につきましては「西都市子ども医療費受給資格証」（黄色）とし、小学校未就学児から高校生年代まで同じ様式の資格証を交付しております。

この件につきまして、ご不明な点やご質問等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

《お問合せ先》

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

西都市役所 子ども家庭課 子育て支援係 担当：木村

Tel 0983-32-1021 Fax 0983-41-1678

※ 新旧制度内容対照表

	改正前	改正後
	令和7年3月31日（受診分）まで	令和7年4月1日（受診分）より
名称	子ども医療費助成制度	こども医療費助成制度
資格証の色	黄緑もしくは薄い緑色	黄色
対象者	西都市に住民票がある 中学校卒業まで	西都市に住民票がある 高校生年代まで （子が通学のために西都市外に住民登録をしている場合にあっては保護者等が西都市内に住所を有している場合に限り、子を対象者とみなします。）
自己負担額	1. 未就学児 無料 2. 小学生および中学生 1診療報酬明細書あたり1,000円/月 （調剤薬局については無料）	無料
公費番号	81450082（変更無し）	

1. 資格証について

新しく対象となるお子様（平成19年4月2日から平成21年4月1日生まれ）がいらっしゃるご家庭には、令和7年2月下旬から資格証交付申請の受付を開始し、窓口にて順次交付しております。

平成21年4月2日以降生まれのお子様には、有効期間を延長し、自己負担額を無料とした新しい資格証を令和7年3月26日付で発送しております。受診の際は、資格証の確認をお願いいたします。

令和7年4月以降の受診に関する医療費につきましては、拡大された高校生の受診分も含めて、すべて現物給付での取り扱いとなります。

従来と同様に国民健康保険の受診分は国民健康保険団体連合会へ、協会けんぽ（社会保険）の受診分は社会保険診療報酬支払基金へ委託を行いますので、令和7年4月診療分（5月提出分）からのレセプトの記載についてご注意ください。

2. 複数の公費で助成がある場合の優先順位について

本市の医療費助成の優先順位は入院と入院外とで異なりますので、複数の医療費受給資格証をお持ちの場合は、下記表を参考にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

	入院	入院外
優先順位	1. ひとり親家庭等医療費助成 2. こども医療費助成 3. 重度障害者医療費助成	1. こども医療費助成 2. ひとり親家庭等医療費助成 3. 重度障害者医療費助成
自己負担額	こども医療費助成対象者は無料	無料